

議案第 28 号

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(目黒区特別区税条例の一部改正)

第 1 条 目黒区特別区税条例(昭和 39 年 12 月目黒区条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 25 条第 1 項の確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 16 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 25 条第 1 項の確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 21 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」を「第 16 条第 4 項に規定する確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「同条第 6 項に規定する確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 24 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 9,000,000 円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 1

0号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第25条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第25条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第37条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第11条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第14条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第25条第1項の確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第14条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第25条第1項の確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第14条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書」を「年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第18条を削る。

（目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年7月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 1 6 条第 4 項及び第 6 項、第 2 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 4 条第 1 項ただし書並びに第 3 7 条の 7 の改正規定並びに付則第 7 条第 2 項、第 1 4 条の 2 第 4 項並びに第 1 4 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに次条第 3 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(特別区民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の目黒区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第 2 5 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 5 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第 1 6 条第 4 項及び第 6 項、第 2 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 4 条第 1 項ただし書並びに第 3 7 条の 7 の規定並びに付則第 7 条第 2 項、第 1 4 条の 2 第 4 項並びに第 1 4 条の 3 第 4 項及び第 6 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和 5 年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

(説明) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直すとともに、住宅借入金等に係る税額控除の適用期限を延長し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。